



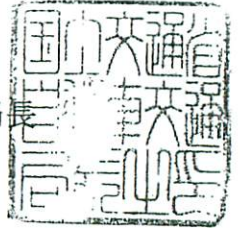
国自技第244号の3

国自環第250号の3

平成19年3月9日

社団法人日本自動車整備振興会連合会会長殿

国土交通省自動車交通局長



「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について
（依命通達）

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長並びに関係自動車検査機関に対して通達したので、貴会（組合）においても傘下会員（組合員）に対し、この旨周知徹底方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」別添「自動車検査業務等実施要領」の一部を改正する通達 新旧対照表

昭和36年11月25日自車第880号

最終改正：平成19年3月9日国自技第244号、平成19年3月9日国自環第250号

改 正	現 行															
<p>別添</p> <p>自動車検査業務等実施要領</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章</p> <p>3-1～3-3 (略)</p> <p>3-4 (検査証等の記載事項等)</p> <p>3-4-1～3-4-18 (略)</p> <p>3-4-19 備考欄は、下表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第3号様式による。）を作成するものとする。</p>	<p>別添</p> <p>自動車検査業務等実施要領</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章</p> <p>3-1～3-3 (略)</p> <p>3-4 (検査証等の記載事項等)</p> <p>3-4-1～3-4-18 (略)</p> <p>3-4-19 備考欄は、下表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第3号様式による。）を作成するものとする。</p>															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記載を要する自動車</th> <th style="text-align: center;">記載事項</th> <th style="text-align: center;">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1. ～29. (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>30. 「<u>自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領</u>」 (平成19年国土交通省告示第131号。以下「<u>排出ガス低減性能向上改造認定実施要領</u>」という。)</td> <td>排ガス低減性能向上改造が行われている旨 排ガス低減性能向上改造の認定番号及び「<u>自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目</u>」（平成19年3月9日付け国自環第249号）第4の低</td> <td>排ガス低減性能向上改造有 認定番号 MLIT-RLEV-1 交付番号 123</td> </tr> </tbody> </table>	記載を要する自動車	記載事項	記載例	1. ～29. (略)	(略)	(略)	30. 「 <u>自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領</u> 」 (平成19年国土交通省告示第131号。以下「 <u>排出ガス低減性能向上改造認定実施要領</u> 」という。)	排ガス低減性能向上改造が行われている旨 排ガス低減性能向上改造の認定番号及び「 <u>自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目</u> 」（平成19年3月9日付け国自環第249号）第4の低	排ガス低減性能向上改造有 認定番号 MLIT-RLEV-1 交付番号 123	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記載を要する自動車</th> <th style="text-align: center;">記載事項</th> <th style="text-align: center;">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1. ～29. (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	記載を要する自動車	記載事項	記載例	1. ～29. (略)	(略)	(略)
記載を要する自動車	記載事項	記載例														
1. ～29. (略)	(略)	(略)														
30. 「 <u>自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領</u> 」 (平成19年国土交通省告示第131号。以下「 <u>排出ガス低減性能向上改造認定実施要領</u> 」という。)	排ガス低減性能向上改造が行われている旨 排ガス低減性能向上改造の認定番号及び「 <u>自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目</u> 」（平成19年3月9日付け国自環第249号）第4の低	排ガス低減性能向上改造有 認定番号 MLIT-RLEV-1 交付番号 123														
記載を要する自動車	記載事項	記載例														
1. ～29. (略)	(略)	(略)														

減性能向上改造証明書
(以下「低減性能向上
改造証明書」という。)
の交付番号

3-4-20~3-15 (略)

第4章

4-1~4-21の2 (略)

4-21の2-1 新規検査又は予備検査(法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。)における第31条の2告示の基準の適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。

(1)~(4) (略)

(5) 型式指定車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入車特別取扱自動車であって原動機等又は等価慣性重量の標準値の変更が行われたものについては、「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」(昭和50年11月12日付け自車第708号・自公第163号)に規定する書面(当該変更前の自動車が第31条の2告示の基準に適合していない場合は、当該変更後の自動車が同告示の基準に適合するものであることを証する書面として提出された書面)に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値

(以下略)

3-4-20~3-15 (略)

第4章

4-1~4-21の2 (略)

4-21の2-1 新規検査又は予備検査(法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。)における第31条の2告示の基準の適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。

(1)~(4) (略)

(5) 型式指定車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入車特別取扱自動車であって原動機等又は等価慣性重量の標準値の変更が行われたものについては、「10・15モード排出ガス規制対象自動車の改造に係る新規検査の際に提出する書面について」(昭和50年11月12日付け自車第708号・自公第163号)に規定する書面(当該変更前の自動車が第31条の2告示の基準に適合していない場合は、当該変更後の自動車が同告示の基準に適合するものであることを証する書面として提出された書面)に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値

(以下略)

別紙

国自技第244号

国自環第250号

平成19年3月9日

各地方運輸局長 }
沖縄総合事務局長 } 殿 (単名各通)

自動車交通局長

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について
(依命通達)

「自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領」(平成19年2月15日国土交通省告示第131号)の施行に伴い、「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」(昭和36年11月25日付け自車第880号)別添自動車検査業務等実施要領の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

別紙

国自技第244号の2

国自環第250号の2

平成19年3月9日

独立行政法人交通安全環境研究所理事長

自動車検査独立行政法人理事長

軽自動車検査協会理事長

殿（単名各通）

国土交通省自動車交通局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について
（依命通達）

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長並びに関
係団体に対して通達したので了知願います。

（別紙は案の1、案の3）